

労働運動委員会ニュース

No. 226 2019年6月12日

発行責任者 宮川 敏一
 東京都千代田区神田神保町 2-10 三辰工業ビル 3階
 TEL (03) 6380-9960 FAX (03) 6380-9963
 E-mail miyakawa@sinsyakai.or.jp

19春闘回答集計=定昇割れ、低額の抑え込みに!

第二次安倍政権時の春闘回答					
年	政策	回答額	連合	経団連	全体
14春闘	政労使会議	5,928	2.07%	2.28%	1.60%
15春闘	政労使会議	6,354	2.20%	2.52%	1.65%
16春闘	官民会議	5,871	2.00%	2.27%	1.50%
17春闘	実現会議	5,712	1.98%	2.34%	1.40%
18春闘	生産性革命	5,934	2.07%	2.53%	1.48%
19春闘	生産性革命	6,043	2.08%	2.46%	1.38%



小林勝20条裁判不当判決 真実から目を反らす全面棄却

5月30日、中央学院大学の非常勤講師として20数年働いてきた小林勝さんが、専任教員との格差是正をもとめた裁判の判決が東京地裁であった。判決は原告の訴えを全面棄却する不当判決だった。江原健志裁判長は判決理由として、「専任教員と非常勤講師は職務内容と責任がちがうから不合理

な格差にあたらぬ」として。弁護側は仕事内容の実態がほとんど変わらないことなどの事実を積み重ねてきたが、まったく形式的に切り捨てた内容だった。判決を受けて、小林さんは「これでは非常勤講師の待遇改善は絶対にするまい」と司法を批判した。

判決を迎えた30日、開廷前の東京地裁前には、支援者が集まり、「裁判所の公正な判断」を求めるコールを發した。中央学院大学の専任教員は64人で非常勤講師は116。今、首都圏の大学をみても半数近

くが非常勤講師であり、この異常な待遇格差が蔓延している。ただ非常勤講師の場合、コマ数が少ないケースが多く裁判などで闘いづらいことがあった。原告側は控訴する方針で

日通18条裁判(雇い止め)

日通の徹底抗戦にも負けない

6月3日、東京地裁(伊藤由紀子裁判長)で「日通の労契法18条違反、無期転換逃れ」の7回目の公判が開かれた。公判前の裁判所前では、「公正な判決を求め」集会が開かれた。50人余りが集まり街宣とチラシを配

布した。裁判長が変わり「和解はない」の姿勢が見え隠れする。これまで、「労使協定書はない」と突っぱねていた日通は、一転して「労使協定書」はあると態度を変えた。どうであれ雇い止めは変わらない。



裁判の閉廷後は、隣接の日比谷図書館に移動して報告集会を開いた。「被告の日通は、決して雇い止めを撤回する考えはない」、当該のユニオンと共に、より強い支援を広げ、裁判闘争と団交を強い意志で臨んでいくと、支援者と共に確認をした。

